

「官民連携ポータル検討会」の設置要綱（案）

総務省自治政策課
経済産業省情報プロジェクト室
財団法人ニューメディア開発協会

（名称）

第1条 この検討会は、「官民連携ポータル検討会」（以下「検討会」という。）という。

（目的及び設置）

第2条 検討会は、官民連携ポータルのあるべき姿やサイト間の相互接続性の確保、個人認証や個人情報保護等の課題に適切に対処できるよう、解決すべき課題の抽出と解決策の検討、各主体間の情報交換の促進を図ることを目的として設置する。

（事業）

第3条 検討会は前条の目的を達成するため、以下に掲げる事項について検討、調整を行なう。

- （1）官民連携ポータルのあるべき姿の検討に関する事項
- （2）官民連携ポータルサービスにおける相互接続性の検討に関する事項
- （3）官民連携ポータルサービスにおける個人認証、個人情報保護のあり方検討に関する事項
- （4）その他官民連携ポータル推進に関連する事項

（組織）

第4条 委員会は、学識経験者、情報技術専門家、電子的手続きサービス事業者、関係省庁及び自治体、その他関係者などで構成する。

（構成）

第5条 委員会には、委員長を1名おく。

- （1）委員長は、委員会において、互選で決定する。
- （2）委員は、当該分野において、識見のあるものの中から財団法人ニューメディア開発協会（以下 協会という。）理事長が委嘱する。

（任期）

第6条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

（事務局）

第7条 検討会に総務省および経済産業省をメンバーとする事務局を置き、検討会の庶務を協会が担当する。

（招集）

第8条 検討会は事務局の指示を受け協会が招集する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

以上